

令和5年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年12月4日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 村松 浩喜	8番 森澤 文王	9番 村田 桂子
10番 榎本 真弓	11番 今井 英昭	12番 今井 清

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 市川 偉	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

1. 会議録署名議員の指名

2番 宮坂 幸夫

3番 小野沢常裕

散会 午前11時12分

(午前10時00分 開会)

議長（今井 清君） おはようございます。本日から12月定例会が始まります。議員各位におかれましては、会期期間中、慎重審議をよろしくお願いいたします。

また、本定例会においては、マスクの着用につきましては各自にお任せをいたします。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに、議場固定カメラから町長招集の挨拶までの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影をそれぞれ許可してありますので、ご了承願います。

なお、本会議の一部につきましては、蓼科ケーブルビジョンで生放送も行いますので、ご承知ください。

ただいまから令和5年第4回立科町議会定例会を開会します。

これから本日12月4日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた説明員は、理事者です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（今井 清君） 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番議員、宮坂幸夫君、3番議員、小野沢常裕君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長（今井 清君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、榎本真弓議会運営委員長より報告願います。榎本真弓議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番（榎本真弓君） おはようございます。議会運営委員長の榎本です。会期の検討結果について、ご報告をいたします。

会期につきましては、11月20日、議会運営委員会を開催し、令和5年第4回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は、本日12月4日から12月13日までの10日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

議長（今井 清君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月13日までの10日間としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの10日間と決定し、お手元に配付しました会期日程表のとおりとします。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（今井 清君） 日程第3 町長招集のあいさつ。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。本日ここに、令和5年第4回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

師走に入り、1年の締めくくりの時期となりました。今年は、例年になく気候変動が激しく、春先には果樹等が低温による凍霜害に見舞われ、梅雨明け以降は猛暑、残暑が激しく、熱中症も心配されるほどの高温状況が続きました。10月初旬から秋らしい季節となり、当町の観光地にも多くの行楽客が訪れ、コロナ禍前に近いにぎわいを見せておりました。

コロナ感染症は、5月からインフルエンザと同じ5類へ移行となり、コロナ禍前に実施しておりました諸行事やイベント等も基本的な感染対策を施しながら順次開催され、徐々にではありますが、町に活気が戻ってきたように思われます。

しかしながら、秋口以降、インフルエンザが流行し始め、学校では学級閉鎖となる事態にまで発展いたしました。これから本格的な冬が到来する中、コロナ対策同様、うがいや手洗い、マスクの着用など基本的な感染対策に意を持つ必要性を強く感じております。

世界に目を向けますと、ロシアがウクライナ侵攻を開始してから1年10か月がたとうとしていますが、一向に停戦合意する気配はありません。また、イスラエル軍の激しい攻撃によって、パレスチナ自治区ガザでは多くの民間人が犠牲になっています。また、ガザの人口の約7割が避難生活を送っていますが、必要な物資が不足しており、人道危機状態が続いています。

さて、立科町では、既に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用して、飼料価格高騰支援事業により、配合飼料を使用する畜産農家や水産養殖業者の事業継続を支援。立科あったか燃料券配付事業により、エネルギー価格高騰に対する町民及び燃料販売事業者を支援。また、果樹凍霜害支援事業により、4月の低温凍霜害被害を受けた果樹農家に対し、薬剤等の防除経費を支援する事業をそれぞれ実施中であります。

なお、国においては、さきの臨時国会において、デフレ脱却のための総合経済対策の裏づけとなる2023年度補正予算が可決成立し、物価高対策として、低所得の住民税非課税世帯への7万円給付を含む重点支援地方交付金の増額。また、電気代、ガソリ

ン等の燃油代を来年4月まで期間延長し、家計や事業者等への負担軽減策が示されました。当町では、今後とも国や県の交付金事業の動向を注視しながら、末端行政としてでき得る生活者・事業者支援を推し進めてまいります。

次に、今年度、立科町が参加している観光庁の地域一体となった観光地・観光事業の再生・高付加価値化事業は、現段階では採択されておりませんが、ホテルグランビユー蓼科及びつつじ荘の廃屋撤去工事については、継続して実施する必要があることから、議会承認を経て工事に着手いたしました。

また、都市農村交流施設の改修につきましては、農産物販売所の改善及び食堂や観光案内のスペース確保を図り、当町の東の玄関口としての機能をより発揮するため、改修事業予算を議会でお認めいただき、現在、工事発注に向けた設計業務を進めているところであります。また、蓼科クロスカントリーコースの整備に関しては、コース整備に精通している事業者や実業団関係者等のご提言を踏まえ、整備計画を再度作成し、本定例会に関連予算を提出いたしました。駅伝関係者からは、最適な準高地のクロスカントリーコースの早期整備を熱望されておられます。議員皆様方には、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

急激な人口減少が続く中、私が掲げる最重要施策であります居住環境の整備につきましては、町有林木材を活用した町営住宅の建設を早期に進めるとともに、空き家の活用や住宅団地造成地の早期販売促進を図りながら、移住・定住につなげてまいります。

さて、12月は、令和6年度の当初予算編成期であります。先月17日の予算編成会議において、編成方針を示したところであります。

昨年度同様、私が掲げた4つの重点指針に基づく主要施策について申し上げます。

指針1「住んでみたい、産み育てたいと思える町づくり」の1つ目は、先ほども申し述べたとおり、6年度も最重要項目に位置づけております町営住宅建設と空き家の利活用や住宅団地造成地の促進販売を図ってまいります。2つ目は、こども家庭センターを設置し、妊産婦や子育て家庭、子供たちに対し、一体的な相談支援を行ってまいります。

指針2「安全・安心で持続可能な町づくり」の1つ目は、中央公民館及び周辺施設の整備方針を年度内にお示しでき得るよう努めてまいります。2つ目は、たてしなび活用と立科町DXの推進です。有線放送の代替である「たてしなび」の有効活用及び町民皆様の申請手続等の負担軽減と事務の効率化を図ってまいります。

指針3「豊かな資源を活かした町づくり」の1つ目は、(仮称)立科町地域振興公社設立に向けた準備を加速させ、年度内に公社を立ち上げてまいります。2つ目は、観光地の魅力を再構築し、女神湖エリアを中心とした地域活性化を目指してまいります。3つ目は、森林資源の整備と活用を図るため、町有林木材の有効活用と里山の計画的な整備を推し進めてまいります。

指針4「環境にやさしい町づくり」では、バイオマスボイラーを権現の湯施設に導入できないか本格的な検討をしております。

以上が6年度の重点施策項目であります。

続いて、6年度の財政見通しについて概略を申し上げます。

歳入関係では、コロナ禍からの持ち直しの動きが見られるものの、円安や物価高騰等の影響もあり、町税等の一般財源の動向が定まらず、引き続き依存財源に頼る財政運営が予測されます。

歳出関係では、高齢化の進展や社会保障分野の繰出しが増加傾向にあり、移住定住策やデジタル化の推進経費の増加も見込まれます。加えて、公共施設の維持補修や大規模整備等も控えており、ふるさと納税の返礼などにさらなる工夫を凝らし自主財源の確保を図るとともに、限られた財源の中で選択と集中により事業の重点化を徹底し、補助事業の積極的な活用や有利な起債事業はないか、常に情報収集しながら歳出抑制に努めてまいります。

今年は、台風の襲来や集中豪雨はなかったものの、異常気象に起因する果樹等の農作物被害が発生しました。改めて、地球温暖化対策（CO₂削減）を加速させる必要性を強く感じた次第であります。

今後とも、安心・安全で持続可能なまちづくり実現に向け邁進にしておりますので、町民皆様、議会皆様方のご理解、ご協力を切にお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

続いて、9月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申し上げ、その他につきましては、お手元に配付をさせていただきましたのでご覧ください。

9月18日には、4年ぶりとなる敬老の日の式典を12名のご長寿の皆様をお迎えし開催することができました。また、9月21日には、今年度100歳をお迎えになられる皆様に訪問し、それぞれご本人、ご家族に対してご長寿のお祝いを申し上げます。

今年度、100歳をお迎えの方は8名、99歳をお迎えの方は5名、88歳をお迎えの方は51名であります。高齢者の皆様方には、ますますお元気で活躍されますことをご祈念するものであります。

9月26日、議会第5回臨時会を招集し、都市農村交流施設の改修事業を盛り込んだ令和5年度一般会計補正予算（第6号）を、10月10日、第6回臨時会には、工事請負契約の締結2議案について、それぞれ議決をいただきました。

10月16日、町村会第37回定期総会に出席し、我が国全体で急速に進む少子高齢化による人口減少、地域産業の担い手不足や、近年の感染症の流行、国内外の目まぐるしい情勢の変化等、町村の社会経済環境に深刻な影響を与えている状態から、町村の連携強化と併せ、町村自治の確立とその前提となる財政基盤強化など重点課題についての要請を決議いたしました。

11月15日、全国町村長大会に出席し、深刻化する物価高騰等による国民生活及び経

済活動への影響に加え、国と地方が総力を挙げて、度重なる災害からの復旧、復興と国土強靱化、地方創生の推進など、町村が自主的・自律的に様々な施策を展開し得るための要請を決議いたしました。

11月17日、令和6年度の当初予算編成会議を開催し、予算編成方針及び重点指針に基づく主要施策等について、各課等に指示いたしました。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本議会に上程しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、条例の一部改正5件、令和5年度補正予算5件です。

初めに、議案第60号は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、長野県人事委員会が勧告した今年度の地方公務員給与について、県に準じ、関係条例の一部改正をするものであります。

議案第61号及び議案第62号は、新たに設置する立科町観光振興推進会議及び既設の立科町農業振興推進会議を加えるため、立科町附属機関設置条例及び特別職の職員の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第63号は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、立科町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

議案第64号は、個人番号カードでの本人確認を可能とすること及びコンビニ交付に関する規定整備のため、立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正を行うものであります。

議案第65号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定予算に歳入歳出それぞれ6,360万7,000円を追加し、総額を59億9,511万1,000円とするものです。

主な内容は、歳入では、補助事業の交付決定及び事業進捗に伴う補助金等の精算、また町内企業からの寄附金の受納が主なものであります。

歳出では、県の人事委員会勧告に伴う人件費の増額補正、町営住宅建築用材の準備業務委託料の計上のほか、今年度各種事業の進捗に伴う所要の補正を行いました。

あわせて、蓼科クロスカントリーコース事業費について、債務負担行為補正を行いました。

議案第66号から議案第69号までは、令和5年度の特別会計及び公営企業会計の補正予算案4件となりますが、給与改定及び事務事業進捗に伴う所要の補正が主なものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決いただきたく、お願いを申し上げます。

以上であります。

◎日程第4 議会諸報告

議長（今井 清君） 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項につきましては、印刷してお手元に配付しました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、今井健児総務経済常任委員長、報告がありますか。

〈4番 今井 健児君 登壇〉

4番（今井健児君） 4番、今井です。それでは、総務経済常任委員会の活動の報告をさせていただきます。

10月19日、20日の2日間、先進地視察研修を行っております。視察先と内容ですが、移住定住について長野県下伊那郡泰阜村、バイオマスボイラーについて愛知県新城市、また商工会との交流も始まりました静岡県御前崎市に見学も行っております。

次に、同月10月23日、信州たてしな観光協会との意見交換会も行いました。

以上です。

議長（今井 清君） 次に、芝間教男社会文教建設常任委員長、報告ありますか。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） 11月8日から9日、社会文教建設常任委員会の視察研修として、茨城県つくば市及びつくばみらい市に研修に行っていました。つくば市ではICT教育、そしてつくばみらい市では、立科町でも、先ほど町長の重点施策項目にもありましたこども未来家庭センターの設置に先駆けて、つくばみらい市では、こどもまるまるサポートセンターということをして令和3年から始めておりますので、その先進地の様子を視察に行っていました。

続いて、11月29日でありますけれども、立科町高齢者福祉・介護保険事業・障がい者福祉計画策定懇話会に参加いたしました。

続いて、11月の30日に立科町土地開発審議会で、工場1軒の場所を視察してまいりました。

続いて、同11月30日ですが、立科町上下水道推進計画審議会に参加いたしました。

12月2日に人権を考える町民大会に出席いたしました。

以上であります。

議長（今井 清君） これで議会諸報告を終わります。

◎日程第5 議案第60号～日程第8 議案第63号

議長（今井 清君） 日程第5 議案第60号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてから、日程第8 議案第63号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてまでの4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第60号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出、立科町長。

この条例は、今年度の地方公務員の給与等について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定内容や地域の民間従業員等の給与との均衡を考慮し、長野県人事委員会が勧告した内容に基づき改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、県人事委員会勧告により、職員及び議会議員に対する賞与の年間支給月数の引上げと、一般職の職員及び会計年度任用職員に適用される給料表の増額改定でございます。

本条例におきまして、それぞれ影響する条例の一部改正を行いました。

まず、第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第27条に規定する期末手当の支給月数を一般職は0.05月、再任用職員は0.025月、それぞれ引上げとなります。

同様に、30条に規定する勤勉手当の支給月数を一般職は0.05月、再任用職員は0.025月、それぞれ引き上げます。

また、5条に規定する行政職給料表（一表）と医療職給料表（三表）を勧告に基づき改正をするものでございます。

続いて、8ページになりますが、第2条は、令和6年度以降、改正後の年間支給月数を6月と12月に再調整するものでございます。

第3条及び第4条は、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正で、条例第2条に規定する期末手当の支給月数を0.1月引き上げ、年間支給月数を3.40月とし、併せて来年度以降の支給月数を調整するものでございます。

第5条及び第6条は、立科町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、条例第7条に規定する期末手当の支給月数を0.10月引き上げ、年間支給月数を3.40月とし、併せて来年度以降の支給月数を調整するものでございます。

第7条及び第8条は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、条例第5条に規定する期末手当の支給月数を0.10月引き上げ、年間支給月数を3.40月とし、併せて来年度以降分の支給月数を調整するものでございます。

第9条及び第10条は、立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正となります。第9条では、会計年度任用職員に適用している行政職、医療職及び教育職の給料表について、勧告に基づき増額改正を行います。11ページの第10条では、今回の勧告により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が令和6年度か

ら可能となることから、新たに規定するものであります。

第16条の2では、フルタイム会計年度任用職員について、第25条の2では、パートタイム会計年度任用職員について、それぞれ規定を追加いたしました。

附則として、施行期日を公布の日からとし、来年度以降分を規定した第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条については、令和6年4月1日からと定めます。また、今年度12月1日を基準日として支給する賞与の改正規定については、基準日前、令和5年11月30日に遡り、第1条に規定する一般職の職員の給料表及び第9条に規定する会計年度任用職員に適用する給料表の改正は、令和5年4月1日に遡り、それぞれ適用するものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第61号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

立科町附属機関設置条例は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関となる委員会等の設置について条例で規定しているものでございます。

今回、新たに立科町観光振興推進会議を設置するため、別表に追加するとともに、既設の立科町農業振興推進会議が別表に漏れていることが判明したため、追加をしたものでございます。

以上、説明を申し上げますが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第62号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この条例につきましては、先ほどの議案第61号の改正に伴い、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第1条に規定する報酬の額を示した別表に、立科町農業振興推進会議委員及び立科町観光振興推進会議委員を追加し、併せて報酬を月額6,800円と定めるものでございます。

以上、説明を申し上げますが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第63号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令が令和5年7月20日にそれぞれ公布されたことに伴い、出産した被保険者等の産前産後期間における国民健康保険税を減額するため、条例を改正するものでございます。

第23条は、国民健康保険税の減額に関する規定となりますが、新たに第3項を追加し、国民健康保険税の納税義務者またはその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合または出産した場合に、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するものでございます。これは、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から創設された減額措置でございます。

第1号及び第2号は、医療保険分の所得割額及び被保険者均等割額について、第3号及び第4号は、後期高齢者支援分の所得割額及び均等割額について、第5号及び第6号は、介護保険分の所得割額及び均等割額についての規定であり、それぞれ算定した額を12月で除し、産前産後期間相当分として4月分の保険税を減額するものでございます。なお、多胎妊娠の場合は、その期間が6か月となります。

あわせて、第24条の4として、出産被保険者に係る届出に関する規定を追加するものでございます。

附則として、施行期日を令和6年1月1日からとし、適用区分については、令和5年度分については令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の国民健康保険税について適用するものと規定しております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第9 議案第64号

議長（今井 清君） 日程第9 議案第64号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 議案第64号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長でございます。

本改正の要旨は、第7条の2で、窓口において、印鑑登録証の提示がなくても個人番号カードで本人の確認をすることにより、印鑑登録証明書の交付を可能とするものです。

第7条の3は、その有効期限を個人番号カードの有効期限とするものです。

第10条第3項ただし書中の改正については、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構——略称J-LISですが——の認証業務に関する法律の一部改正が令和5年5月に施行されましたが、その内容は、マイナンバーカードの所持者について、スマートフォンなどへ電子証明書の搭載を可能にするというものです。これに伴いまして、各種証明書のコンビニ交付サービスについて、電子証明書の搭載されたスマートフォン等により発行を可能とするための規定の整備となります。

住民票や戸籍関係の証明書は、国において一括で規定されておりますが、印鑑登録証明書のみ町で個別に条例改正が必要となりました。別途、これに係るシステムの改修が全国的に必要であり、その改修は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）により、12月下旬に行われる予定ということでもあります。これに併せまして、速やかにサービスを提供するため、今般条例の一部を改正しようとするものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第10 議案第65号

議長（今井 清君） 日程第10 議案第65号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第65号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和5年度立科町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,360万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億9,511万1,000円とするものです。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によります。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

本日提出、立科町長。

2 ページから4 ページは、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入と歳出になります。

5 ページをお願いいたします。

5 ページは、「第2表 債務負担行為補正」となります。債務負担行為は、翌年度

以降の支出を伴う契約などの行為を行う場合、あらかじめ債務負担の限度額を定めておく制度で、蓼科クロスカントリーコース整備事業費について、今年度の支出額は計上しておりませんが、契約行為を早期に行うとともに、令和6年度において財源となり得る地方債を計画できることから、期間を令和5年度から令和6年度とし、限度額を2,000万円として定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

6ページは、「第3表 地方債補正」で、今回、辺地対策事業の限度額を610万円減額し、7,080万円に変更いたします。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

7ページ及び8ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

9ページからは、歳入となります。15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、住民基本台帳法及び戸籍法改正による氏名の振り仮名表記に対応するためのシステム改修費補助金として、事業費の10分の10に相当する額として297万4,000円の増額補正でございます。

2目民生費国庫補助金及び5目土木費国庫補助金は、事業実績に伴う補正です。

16款県支出金2項県補助金は、1目総務費県補助金で、今年4月からの道路交通法の改正により着用が努力義務化された自転車用ヘルメットについて、長野県が自転車用ヘルメットの補助を行う市町村に対し、補助制度を今年度と来年度の2か年に限り創設し、事故発生時の重症化防止に取り組むため、当町においても支援事業を創設し推進をしていくため、新たに計上するものでございます。

4目農林水産業費県補助金、土地改良費補助金の増額は、防災重点農業用ため池緊急整備事業の財源として、農村地域防災減災事業補助金を790万円計上し、10目商工費県補助金は、御泉水自然園及び白樺湖親水公園遊歩道更新工事について、自然環境整備支援事業補助金の交付決定に伴い、602万8,000円を計上するものでございます。その他事業実績による補正となります。

10ページをお願いします。

18款寄附金1項寄附金は、1目総務費寄附金で、町内企業1社から行政支援目的で3,000万円のご寄附を頂いたほか、ふるさと寄附金の実績により1,075万円の増額補正であります。

3目教育費寄附金は、先ほどの総務費寄附金と同じ企業、町内企業から教育振興目的で1,000万円のご寄附を頂いたための増額補正でございます。

土木費寄附金は、町道側溝整備工事に伴う水路分に係る土地改良区負担分として25万円の計上でございます。

19款繰入金2項基金繰入金では、4目立科町ふるさと基金より、観光振興事業の財源とするため250万円を繰り入れるものであります。

15目森林環境譲与税基金繰入金は、森林地理情報システムのソフト購入に伴い、財源として活用するため42万9,000円を繰り入れるものでございます。

21款諸収入4項1目雑入、観光費雑入の減額は、当初予算において計画をしていた蓼科山山頂方位盤修繕工事について、事業実施主体の変更により財源を皆減いたしました。

22款町債1項5目商工債では、県補助金の交付決定に伴い、辺地対策事業債を減額し、財源の組替えをするものでございます。

続いて、12ページをお願いいたします。

歳出となります。まず、今年度の給与改定に伴う人件費及び関連する負担金等につきましては、関係する各科目において所要の補正を行い、その他職員の異動等に伴う調整を行いました。

1款議会費は、人件費の補正のみでございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の電算委託料の10万円は、給与改定に伴い会計年度任用職員の遡及適用が今回新たに発生することから、システム改修を行うものでございます。

3目財産管理費、別荘等貸付地管理経費の返還金は、権利関係登記抹消承諾に伴う返還金の実績見込みにより80万円増額し、基金管理経費では、ふるさと基金積立金はその他事業寄附金を実績により375万円積み立て、その他目的基金積立金は、今回ご寄附いただいた総務費一般寄附金を公共施設等整備基金に積み立てるものでございます。

4目交通安全対策費では、歳入でも説明しましたとおり、県費補助金の創設により、当町におきましても自転車用ヘルメットの着用を推進し、事故防止及び重症化防止を図るため、1件4,000円を上限として30人分を見込み、12万円を計上するものでございます。

14ページをお願いいたします。

5目企画費、企画一般経費では、第6次振興計画策定業務支援委託料で、策定に係る部会の運営支援を追加するため、60万1,000円を増額するものでございます。

移住・定住推進経費では、今年度事業実施しています教員住宅の改修工事について、増工分の設計管理委託料及び工事請負費をそれぞれ増額し、補助金では、U I Jターン促進事業新築住宅補助金及び奨学金返還補助金を実績見込みにより440万円増額補正するものでございます。

8目情報化推進費では、窓口におけるキャッシュレス決済サービス導入に併せ、システム通信用回線使用料のほか、配線工事費を計上いたしました。

9目ふるさと寄附金事業費では、寄附実績により記念品代を450万円、サイト使用料を340万円、それぞれ増額補正するものでございます。

2項徴税费は、人件費の補正のみとなります。

3 項戸籍住民基本台帳費では、16ページの電算委託料で、住民基本台帳法及び戸籍法の改正による振り仮名表記に対応するためのシステム改修費として297万5,000円を増額補正するものであります。

7 項コミュニティ費では、17ページ、ふるさと交流館管理経費で建物の外壁タイル落下防止に緊急対応する必要が生じたため、修繕料を49万9,000円、施設管理委託料は、シルバー人材センターの委託単価変更に伴い14万2,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計への繰出金を52万9,000円増額し、18ページ、2 目障害者福祉費では、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う電算システム改修費8万7,000円、3 目福祉医療費では、支払基金手数料階層化に伴う福祉医療システムの改修費として11万6,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

2 項児童福祉費は、人件費の補正のみとなります。

20ページをお願いします。

3 項高齢者福祉費 1 目高齢者福祉総務費、高齢者福祉一般経費で、扶助費110万円の増額は、桜荘利用者の身体状況による加算を見込み、措置費を増額するものでございます。その他介護保険経費では、特別会計への繰出金を75万8,000円増額補正いたします。

21ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費 4 目環境衛生費では、動物愛護管理推進事業経費で、実績見込みにより猫繁殖制限手術費補助金を30万円増額するものでございます。

5 目新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、人件費のみの補正となりますが、会計年度任用職員の給与改定に伴うもののほか、ワクチンの秋冬接種期間が年度末まで延長されたための所要額も含んでおります。

22ページをお願いします。

22ページは、人件費の補正となります。

23ページ、5 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費では、新品種・新技術実証実験補助金を取組農家2件分、198万5,000円を増額するものでございます。

5 目都市農村交流費及び6 目中山間地域振興費は、それぞれ実績及び実績見込みによる補正となります。

24ページをお願いします。

2 項林業費 5 目森林環境譲与税活用事業費の消耗品42万9,000円の増額は、森林地理情報システムのソフトの購入費でございます。

3 項土地改良費 1 目土地改良事業費の業務委託料は、防災重点農業用ため池緊急整備事業で、真蒲池地区の地震耐性評価業務869万円でございます。

6 款商工費 1 項 1 目商工総務費では、3 目地域交通対策費で補助金132万円の増額

は、福祉型デマンドタクシーの運行実績等の増加に伴う補正でございます。

2 項観光費 1 目観光総務費では、観光振興推進会議の開催に伴う委員報酬の計上、2 目観光振興費は、財源内訳の補正となります。

3 目観光施設費では、L a k e O f f i c e の本格運用に向けた施設管理システム及び予約管理システム導入に伴う諸経費のほか、防犯カメラの設置工事費として67万1,000円を計上するものでございます。

26ページをお願いします。

7 款土木費 1 項土木管理費は、人件費の補正のみであり、27ページ、2 項道路橋梁費は、財源内訳の補正でございます。

4 項住宅費 2 目住宅安全対策費の調査委託料及び補助金は、耐震診断委託料と住宅耐震改修事業補助金ですが、今年度の募集期間に要望がなかったため、それぞれ皆減でございます。

28ページをお願いします。

4 項住宅費 4 目町営住宅建設事業費では、計画する町営住宅用の用材を確保、準備するための業務委託料を概算で1,000万円計上いたしました。

5 項下水道費は、下水道事業会計への補助金の計上でございます。

9 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費では、28ページから29ページにかけての職員旅費では、A L T の入国に伴う旅費として30万円を見込むものでございます。

29ページ、中段の交付金1,000万円の計上は、教育費寄附金を適切に活用するため、教育文化振興協議会へ交付するものでございます。

以降、31ページまでは人件費の補正でございます。

32ページをお願いします。

5 項社会体育費 2 目体育施設費では、体育センターステージのどんちょう幕を修繕するため、242万円を増額補正するものでございます。

歳入歳出の差額5,944万4,000円は、12款予備費で調整をいたしました。

33ページ以降は給与費明細書となりますので、ご確認ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第11 議案第66号～日程第12 議案第67号

議長（今井 清君） 日程第11 議案第66号 令和5年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について及び日程第12 議案第67号 令和5年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 議案第66号 令和5年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和5年度立科町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に80万5,000円を追加し、総額を8億7,027万9,000円とするものです。

本日提出、立科町長でございます。

4 ページをご覧ください。

歳入ですが、5款1項1目一般会計繰入金は、歳出で申し上げますシステム改修に伴うものと、会計年度任用職員の報酬等について人勧差額に対応するものです。

6款1項1目繰越金は、前年度繰越金の確定によるものです。

5 ページをご覧ください。

歳出ですが、1款2項1目賦課徴税費ですが、国保税制の改正に伴いまして、令和6年1月1日から、産前産後保険料免除として出産予定日の前月から翌々月の4か月間について国保税を免除するためのシステム改修を行うものであります。

4款1項1目特定健康診査等事業費は、会計年度任用職員の報酬等について人勧差額に伴う増額です。

7款予備費で調整をしております。

6 ページ以降は給与費明細書ですので、ご覧ください。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第67号 令和5年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和5年度立科町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に75万8,000円を追加し、総額を10億5,850万円とするものです。

本日提出、立科町長でございます。

4 ページをご覧ください。

歳入ですが、8款繰入金は、歳出で申し上げますシステム改修に伴うものです。

次に、歳出ですが、1款1項1目一般管理費と1款4項1目地域包括支援センター費は、共に介護報酬改定等に伴うシステム改修費の計上です。改定内容の詳細は、現在、国で検討中とのことですが、年度内の改定が見込まれるとのことから、今般あらかじめ予算計上をするものです。

3 款 1 項 1 目包括的支援事業費は、職員手当等に係る人勸差額分の計上です。

6 款予備費で調整をしております。

6 ページ以降は給与費明細書です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第13 議案第68号～日程第14 議案第69号

議長（今井 清君） 日程第13 議案第68号 令和5年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）について及び日程第14 議案第69号 令和5年度立科町下水道事業会計補正予算（第1号）についての2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第68号 令和5年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出。第2条、令和5年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第2款水道事業費用第1項営業費用について、360万2,000円増額し、3億15万7,000円とし、第4項予備費を360万2,000円減額し、825万5,000円といたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費2,581万8,000円を2,619万9,000円に改めます。

本日提出、立科町長。

2 ページをご覧ください。

収益的支出ですが、第2款水道事業費用第1項営業費用2目配水及び給水費では、県人事委員会勧告に伴う給料等23万6,000円及び旧中尾簡易水道水道施設撤去工事等320万円の増額、4目総係費では、県人事委員会勧告に伴う給料等16万6,000円の増額、4項予備費について360万2,000円の減額です。

3 ページは、令和5年度立科町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

4 ページ以降は給与費明細書となっておりますので、ご覧ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第69号 令和5年度立科町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出。第2条、令和5年度立科町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第1款下水道事業収益第2項営業外収益について、311万1,000円増額し、2億9,472万3,000円といたします。

支出では、第2款下水道事業費用第1項営業費用について、311万1,000円増額し、4億1,154万7,000円といたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費1,367万8,000円を1,405万6,000円に改めます。

他会計からの補助金。第4条、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額2億6,509万1,000円を2億6,820万2,000円に改めます。

本日提出、立科町長。

2 ページをご覧ください。

収益的収入ですが、第1款下水道事業収益2項営業外収益3目他会計補助金では、歳入歳出調整による311万1,000円の増額です。

収益的支出ですが、第2款下水道事業費用1項営業費用について、4目流域下水道費では、汚水排除量増加に伴う270万円の増額、6目総係費では、県人事委員会勧告及び被保険者数変更による給料等41万1,000円の増額です。

3 ページは、令和5年度立科町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

4 ページ以降は給与費明細書となっておりますので、ご覧ください。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今井 清君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

なお、この後、11時25分より、議会だより編集委員会を第1委員会室で開催しますので、委員は参集願います。大変ご苦労さまでした。

（午前11時12分 散会）